#### リース及びリース事業等に関する規制・制度改革提言の結果(平成25年度)

公益社団法人リース事業協会

#### 1. 趣旨

当協会は、公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化を図るために、リース及びリース事業等に関する規制・制度の調査研究を行い、その成果を踏まえ、 規制改革会議をはじめとする関係方面に対して提言活動を行っている。

本稿は、平成 25 年度における当協会のリース及びリース事業等に関する規制・制度改革 提言の概要と政府の検討状況を取りまとめたものである。

#### 2. 政府の検討体制

規制改革会議は、内閣総理大臣の諮問を受け、経済社会の構造改革を進める上で必要な 規制改革を進めるための調査・審議を行い、内閣総理大臣に意見を述べること等を主要な 任務として、平成25年1月23日に設置された。

規制改革会議においては、最優先案件等の審議を行うとともに、重要項目は「健康・医療」、「雇用」、「創業・IT等」、「農業」、「貿易・投資等」の5つのワーキング・グループで検討を行っている。

また、内閣府の規制改革推進室に「規制改革ホットライン」を設け、国民・企業・団体等からの規制改革に関する提案を随時募集している。「規制改革ホットライン」で受け付けた提案については、規制改革推進室が事実関係の確認等を行った上で、規制所管府省に検討要請を行い、その検討結果は、規制改革推進室から規制改革会議に報告され、案件に応じて、規制改革会議又はワーキング・グループでの検討が行われる。

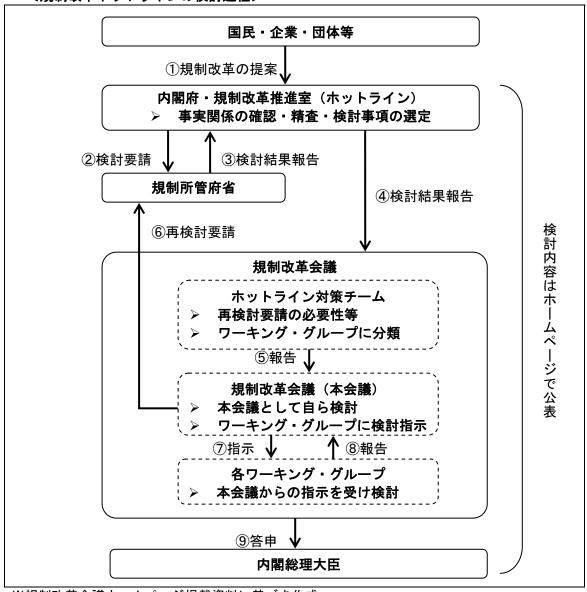
「規制改革ホットライン」に寄せられた提案内容、その検討過程及び検討結果は、規制 改革推進室のホームページ (<a href="http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/index.html">http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/index.html</a>) で公開されている。

規制改革会議の検討結果は、答申(第1次答申:平成25年6月5日、第2次答申:平成26年6月13日)として取りまとめが行われ、政府においては、それぞれの答申を踏まえ、「規制改革実施計画」を閣議決定している。

#### <規制改革会議の審議事項(平成 25 年度)>

- 1) 「最優先案件」として選定された事項
- 2) ワーキング・グループでの検討を経て本会議で決定された事項
- 3) 規制所管府省が主体的・積極的に規制改革に取り組む仕組みの構築
- 4) 省令等下位規範による規制の実態の分析と見直し
- 5) 答申事項のうち、重点的フォローアップ事項

#### <規制改革ホットラインの検討過程>



※規制改革会議ホームページ掲載資料に基づき作成

#### 3. 当協会の提言項目(平成25年度)

当協会は、平成 25 年度のリース及びリース事業等(周辺事業を含む)に関する規制・制度改革提言を取りまとめて、「規制改革ホットライン」を通じて規制改革会議に提出した(平成 25 年 10 月 31 日)。

当協会の提言項目は、「競争政策」、「医療」、「環境・エネルギー」、「農業」、「運輸」、「法制」の6分野全28項目となっている。

当協会の提言項目のうち、「貨物自動車運送事業者によるレンタカー使用期間制限の緩和」については、創業・IT等ワーキング・グループの公開ヒアリングが行われ、「規制改革実施計画」(平成26年6月24日)にレンタカー使用用途及び使用期間の制限を緩和する旨が盛り込まれた。

また、「薬事法における製造販売業者に対する事前通知」については、規制所管府省が引き続き検討するとされた(規制改革実施計画フォローアップ)。

上記以外の提言項目については、規制所管府省から検討予定又は対応不可等とする回答 が行われた(参考資料参照)。

当協会においては、規制改革実施計画及び規制所管府省の検討結果等を踏まえ、引き続き、規制・制度改革に関する調査研究を実施し、提言活動を行うこととしている。

#### <平成 25 年度提言項目総括表>

項目	規制改革実	規制所管府省回答(平成26年6月30日現在)※2			
	施計画掲載	検討予定	対応不可	その他	未回答
1. 競争政策(10項目)	_	3項目	3項目	1項目	3項目
2. 医療(4項目)	1項目(※1)	_	_	_	3項目
3. 環境・エネルギー (5項目)	_	_	2項目	2項目	1項目
4. 農業 (3項目)	_	_	3項目	_	_
5. 運輸 (3項目)	1項目	<u>—</u>	1項目	_	1項目
6. 法制 (3項目)	_	_	2項目	1項目	

※1 平成 25 年度の規制改革実施計画に盛り込まれており、規制改革会議のフォローアップ が行われた。

※2 検討予定:規制所管府省による検討が行われる予定の項目

対応不可:規制所管府省が検討した結果、対応不可とした項目

その他:規制所管府省が検討した結果、事実誤認又は現行制度で対応可能とした項目

未回答:規制所管府省の回答が行われなかった項目

### <規制改革実施計画に盛り込まれた項目>

### ①貨物自動車運送事業者によるレンタカー使用期間制限の緩和

現状	貨物自動車運送事業者は、原則、レンタカーの使用が制限されている。
	(引越、夏期繁忙期等は用途・期間を限定した上で例外的に認められている)
提言	レンタカー使用用途・使用期間の制限を緩和すること。
計画	①夏季繁忙期等については用途制限・期間制限を撤廃(措置済み)。 ②車検・点検等の用途制限の緩和については、平成 26 年度検討・結論・ 措置。 ③引越期間の延長については平成 26 年度検討・結論・措置。

#### ②薬事法における製造販売業者に対する事前通知

現状	中古医療機器を販売する者(リース会社等)は、中古医療機器の販売
	前に医療機器メーカーに対する事前通知とメーカーの承諾が必要。
提言	中古医療機器を販売する者が予見可能な運用とすること等。
計 画	①製造販売業者による中古医療機器に関する指示を受ける販売業者等
(フォローアップ)	にとって予見が可能な運用を検討した結果、製造販売業者が指示を
	出すまでの期限(事前通知から1ヶ月以内)の設定等を内容とする
	通知を平成 25 年 10 月 18 日付で発出。
	②中古医療機器を最初に販売に供しようとする販売業者及び最終的に
	医療機関(エンドユーザー)に対して販売しようとする販売業者以
	外の中間販売事業者については、製販業者に対する事前通知を不要
	とする方向で検討。

# 〈参考資料:当協会提言項目の規制所管府省検討結果〉

## 1. 競争政策(10項目)

項目	規制	引所管府省検討結果(平成 26 年 6 月 30 日現在)
	分類	要旨
国のリース契約の長期継続契約化について	その他	国が行う複数年度契約は、国庫債務負担行為により 行うこととされており、今後もその適切な活用に努 める。
各種補助金制度に係る設 備調達方法の制限撤廃に ついて	未回答	_
各種補助金制度の制度改 善について	未回答	_
ものづくり補助金制度に ついて	未回答	_
金融機関のリース子会社が取り扱う不動産リースのユーザーデブカルト時の物件賃貸に係る規制緩和について	検討 予定	デフォルトした債務者とのリース契約に係る不動産について、リース会社が新たな第三者との間で賃貸借契約を締結することの可否については、銀行等の財務の健全性維持の観点や他業禁止の観点等を踏まえ、検討を行う。
従属業務を営む子会社の 収入依存度規制の緩和に ついて	検討 予定	収入依存度規制は90%以上から50%以上まで緩和されてきたところ、親銀行等からの収入に関係なく金融関連業務を営む会社からの収入で従属業務を行うことは、親銀行のために業務を行っているとは言えず、銀行の他業禁止規制(子会社範囲規制)の観点から、慎重に検討を行う必要がある。
金融機関のリース子会社 に係る業務範囲規制の緩 和(リース業務の範囲)に ついて	対応 不可	リース物件のメンテナンス業務等については、その 業務がリース業務に附帯するものであれば認められているが、原材料の供給等、附帯業務の範囲を超 えた業務を行うことについては、他業禁止の観点から認められない。なお、リース業務に附帯する業務 であるか否かについては、その業務内容の実態に応 じて個別に判断される。
金融機関のリース子会社 に係る業務範囲規制の緩 和(リース目的で取得した 新品物件の売買)について	検討 予定	提案にある事態が生じた場合における契約の内容・リース契約の締結やメーカーへの発注のタイミング等について不明ではあるが新品物件の売買については、銀行の他業禁止の趣旨を踏まえ、慎重に検討を行う。
金融機関のリース子会社 に係る業務範囲規制の緩 和(不動産リース、収入制限、 物件売買の範囲) について	対応 不可	不動産を対象としたリース契約については、融資と同様の形態(いわゆるファイナンスリース)に限って認めており、他業禁止の観点から措置困難。オペレーティングリースについては、銀行業務との親近性・同質性を認めにくいため、収入の額に上限を設けており、当該規制を緩和又は撤廃することについては、他業禁止の観点から措置困難。リース業務に係らない中古物件の売買については、銀行業務との親近性・同質性を認めにくいため、他業禁止の観点から措置困難。
金融機関のリース子会社	対応	一般的な電気通信業務については、銀行業との親近

に係る業務範囲規制の緩	不可	性を認めにくいため、	他業禁止の観点から措置困
和(リースに付随する電気通信業		難。	
務の解禁) について			

## 2. 医療(4項目)

項目	規制	所管府省検討結果(平成 26 年 6 月 30 日現在)
	分類	要旨
薬事法における製造販売	実施	製造販売業者による中古医療機器に関する指示を
業者に対する事前通知に	計画	受ける販売業者等にとって予見が可能な運用を検
ついて		討した結果、製造販売業者が指示を出すまでの期限
		(事前通知から1ヶ月以内)の設定等を内容とする
		通知を発出した。
		中古医療機器を最初に販売に供しようとする販売
		業者及び最終的に医療機関(エンドユーザー)に対
		して販売しようとする販売業者以外の中間販売事
		業者については、製販業者に対する事前通知を不要
		とする方向で検討している。
薬事法に係る諸手続きの	未回答	_
合理化について		
医療機器リースの入札に	未回答	_
ついて		
医療機器の認定に係るデ	未回答	_
バイス・ラグについて		

# 3. 環境・エネルギー (5項目)

項目	規制所管府省検討結果(平成 26 年 6 月 30 日現在)		
	分類	要旨	
地熱資源開発資金債務保証制度のリース適用につ	未回答	_	
いて			
廃棄物処理法について	その他	自治体が個別の事案ごとに総合判断した結果、当該物が廃棄物ではないと判断するのであれば、現行制度上、当該物を廃棄物として取り扱う必要はない。	
エネルギーの使用の合理 化に関する法律(省エネ 法)について	対応不可	通所事業については、事業活動として整理されるものであり、「専ら」入所(居)者の「生活」のためのものとして整理することは困難。有料老人ホーム等と通所系の事業所等が併設されている場合については、各事業者の実態に応じた合理的な手法により、事業所に係るエネルギー使用量を分割して報告することが可能。自治体の条例に基づく報告制度は、地方自治法に基づく自治事務として制定されているものであるため、国が統一的に運用することは困難。定期報告制度について、届出のみの制度にすることは、適切な維持保全がされているかにつき担保出来ないこととなり、適切ではない。	
再生利用認定の対象範囲 拡大について	対応 不可	廃棄物処理に優先順位を定めている循環型社会形成推進基本法の趣旨等を鑑みれば、燃料利用のための加工事業等の熱回収まで含めると、この優先順位	

		に沿った処理が確保できなくなるおそれがある。
食品循環資源の再生利用	その他	バイオマス発電所であっても、一定の効率以上で電
等の促進に関する法律に		気・熱を利用する場合には、熱回収施設としての基
ついて		準を満たす。ただし、食品関連事業者における再生
		利用等実施率の熱回収として認められるには、上記
		基準に加え、循環型社会形成推進基本法に定める優
		先順位に則り、近隣にリサイクル施設がない等の要
		件を満たす必要がある。

## 4. 農業 (3項目)

項目	規制所管府省検討結果(平成26年6月30日現在)	
	分類	要旨
農地の転用について	対応	農業用施設、農畜産物処理加工施設については、周
	不可	辺農地の営農への影響等に問題がなければ、第1種
		農地であっても許可を受けて設置することが可能
		となっており、その許可に当たっては、迅速かつ円
		滑な事務処理に努めている。
農地の転リースについて	対応	他者への貸付の目的など、自ら耕作を行うことが見
	不可	込まれない者に農地の権利取得を認めることは、取
		得後の農地を適切に利用できないおそれがあるこ
		とから、適当でない。
一般企業による農業への	対応	企業の農業参入については、リース方式であれば、
新規参入について	不可	農業界・経済界が連携して推進していける状況にあ
		るが、所有方式には、撤退した場合に産廃置場にな
		るなど農業界に不安の声があり、拙速に進めるとマ
		イナスの影響が出るおそれがある。農業生産法人の
		あり方については、本年6月に向けて議論を深化さ
		せる。
		農業委員会が置かれていない市町村においては、農
		地法第3条第1項に基づく農地の売買・貸借の許可
		は、市町村長が行うこととなっていることから、許
		可手続きができないということはない。また、農業
		生産法人が農地の売買・貸借の許可を受けようとす
		るときは、市町村長への通知は必要ない。

# 5. 運輸(3項目)

項目	規制所管府省検討結果(平成26年6月30日現在)		
	分類	要旨	
登録自動車のナンバープ	未回答	_	
レートについて			
貨物自動車運送事業者に	実施	①夏季繁忙期等については用途制限・期間制限を撤	
よるレンタカー使用期間	計画	廃(措置済み)。	
制限の緩和について		②車検・点検等の用途制限の緩和については平成 26	
		年度検討・結論・措置。	
		③引越期間の延長については平成26年度検討・結	
		論・措置。	
放置駐車違反における車	対応	レンタカー会社は、貸渡し契約を締結するに当た	
検証上の使用者責任の減	不可	り、借受人が駐車違反を行わないように義務付け、	
免について		違反した場合は契約を解除し、以後は貸出しに応じ	

(	
	ないこととする等、駐車違反防止のための措置を講
	じることが可能な立場にあるところ、このような立
	場にあるレンタカー会社の責任を運転者の責任追
	及ができない場合に限り追及することとしても不
	合理ではない。
	なお、都道府県警察においては、レンタカーに放置
	車両確認標章を取り付けた際、直ちに当該レンタカ
	一会社に対して違反日時や場所、車両番号等を連絡
	し、レンタカー事業者から自認書等の送付を受けた
	ときは、レンタカー会社と連携して、当該レンタカ
	ーの運転者に対する運転者責任の追及を徹底して
	いる。

## 6. 法制(3項目)

項目	規制所管府省検討結果(平成26年6月30日現在)	
	分類	要旨
貸金業法の書面交付・行為	対応	貸付け条件の確認、後日の紛争防止という書面交付
規制について	不可	の趣旨に鑑みれば、特定の借り手について、これを
		不要とする措置は困難。
借地借家法における正当	その他	耐震性の不足等を理由とした建替えの必要性等に
事由制度の見直しについ		ついては、正当事由の有無を判断するに当たって
て		個々の具体的事例に即して適切に考慮されている
		ものと考えている。なお、耐震基準を満たしていな
		いとの判断がされたことのみをもって直ちに正当
		事由が認められるとすることは、慎重に検討する必
		要がある。
古物商に係る届出手続き	対応	古物営業を営む者の役員が、欠格事由に当たらない
の簡略化について	不可	かどうかを適確に審査するために必要不可欠な書
		類であることから、役員変更の場合に提出すべき書
		類として、省略することはできない。

以上